熊本市居宅介護事業所・重度訪問介護事業所ネットワークは、毎月の定例会や事業所連携での研修会、行政の皆さんとの懇談会を通じて、熊本市における在宅障がい者の支援に繋げ、障害があっても地域で暮らす事が可能な社会づくりに向けて、熊本市で事業を行っている居宅介護事業所、重度訪問介護事業所の皆さんが参加しております。

平成２５年４月１日から施行する指定障害福祉サービス等の指定基準を定める熊本市の条例において、独自の基準として「自ら行うサービスの質の評価結果を公表する義務」を規定されました。各事業所においては、今年度実施されているところだと思いますが、定例会において、自己評価に対する基準やその根拠となる資料をどうすれば良いのか。また、項目、その内容、主旨、着眼点等について学び、自己評価の質をあげる事に繋げたいというご意見もあり、今回、福祉サービスにおける第三者評価を実施されている特定非営利活動法人　九州評価機構　松崎景子理事をお招きして、「自己評価のコツ」を学びたいと思います。  
　多くの事業所の皆さんに参加して頂き、共に学びあう機会となればと思います。ご多忙中と存じますが、ご参加頂きますようご案内申し上げます。

熊本市居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

ネットワーク　代表　福島　貴志

期日：平成26年2月18日（火）

　　　19：00～20：00（終了後定例会 20：00～20：30 こちらもご参加下さい）

会場：地域活動支援センターいんくる

　　　熊本市中央区白山２丁目４－１

TEL 096-366-6359

講師：松崎景子さん

（特定非営利活動法人　九州評価機構　理事）

内容：障害福祉サービスに関する自己評価のポイント

**お問い合わせ・お申し込み先**

あいえすヘルパーステーション

℡　096-245-5667　FAX　096-288-1753

**申込用紙**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加者名 | 所属（事業所名） | 連絡先 |
| １ |  |  |
| １ |  |  |

平成25年４月１日から施行された、「熊本市指定障害福祉サービス等の指定基準を定める条例」において、自己評価を公表する事が義務づけられました。居宅介護所を運営する上での自己評価について学びます。そこから見える事業所の質の向上とサービスの質の向上とは何か学びましょう。

# 自己評価のコツ

# ～　事業所の自己評価の趣旨と視点について　～

## ２ 月１８ 日　1９ 時開始

### 会場：地域活動センターいんくる

主催　熊本市居宅介護事業所・重度訪問介護事業所ネットワーク

